

# 公益社団法人畜産技術協会

## 役員報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表第1の常勤役員俸給表に基づき役員報酬を支給することとし、非常勤役員に対しては理事会出席等必要の都度、別表第2の非常勤役員の報酬を支給する。
- 3 役員等には、役員賞与を支給しない。

### (報酬額の決定)

第4条 協会の常勤役員の報酬月額、別表第1の常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬額は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

### (退職金)

第5条 役員には、退職金は支払わない。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める協会職員給与規程に準ずる。

### (報酬の計算)

第7条 新たに常勤役員となった者にはその月から、また退任又は死亡したときはその月まで報酬を支払う。ただし、常勤役員が任期満了の日の翌日に就任したときは、引き続き在任したものとみなす。

- 2 常勤役員には、調整手当として別表第1「常勤役員の報酬」に記載の調整手当を支給する。

(費用)

第8条 協会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員には、その通勤の実態に応じ、協会職員給与規程に準じて算出される額を通勤手当として支給する。

(公表)

第9条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年6月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。(平成25年3月13日理事会及び平成25年6月14日定時総会議決)

附 則

この規程は、第53回定時総会の議決のあった日(平成27年6月19日)から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

常勤役員俸給表（単位：円）

号 俸	月 額	号 俸	月 額
第1号	100,000	第9号	500,000
第2号	150,000	第10号	550,000
第3号	200,000	第11号	600,000
第4号	250,000	第12号	650,000
第5号	300,000	第13号	700,000
第6号	350,000	第14号	750,000
第7号	400,000	第15号	800,000
第8号	450,000	第16号	850,000

調整手当 俸給月額の100分の5とする。

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席等必要の都度、謝金として、1日当たり 10,000円